

2003年8月6日
サクラ精機株式会社
株式会社千代田製作所

酸化エチレン処理技術実証試験要領（案）についての意見

1：1ページ 1. 対象技術

酸化エチレンガス滅菌装置（容量 50 ～200L 程度）とありますが、この容量は、実際に使用されている滅菌装置の数量としては少ないと思われる為、もう少し大型のサイズでの試験を行うべきではないでしょうか。1 m³ 程度の容量の試験を行ってはどうでしょうか。

2：1ページ 1. 対象技術

「後付けでの設置が可能な技術……」とありますが、滅菌装置に排ガス処理装置を内蔵したのも対象技術に含めることを希望します。

3：1ページ 2. (2) ①実証試験計画

「技術固有の目的を明らかにする。」の場合の知的所有権の保護について検討すべきではないでしょうか。

4：資料7 今後の検討スケジュールについて（予定）

2003. 10月～今年度中までに申請できなかった場合、実証機関での実証試験は延長される可能性があるのでしょうか？

5：6ページ 表2 排ガス処理性能実証項目

試験項目として流量も記載した方が良いのではないのでしょうか？

6：9ページ 表5

ガス排出装置が水封ポンプの場合も考えられる為、詳細の説明は、A：ボンベ式、B：カートリッジ式 程度でよいのではないかと考えます。

7：9ページ 2. (1) 2

カートリッジ式の EO 濃度を記載する必要があるのではないのでしょうか？（100%濃度を使用する場合があります）

8：10ページ 図表1 排出パターンの概要

排ガス時間 9 分の妥当性が不明確です。排ガス時間は実証対象機器の能力でもある為、実証対象機器毎に設定した方が良いのではないのでしょうか？

9 : 9 ~ 12 ページ 図1、図2

図1 or 2は「例示」として頂きたい。

又、入口、出口ダクトとはどの部位を指すのでしょうか？

10 : 13 ページ 表7

消費電力量 (kw/日) は不明確な為 (kw/回) としたらどうでしょうか？

11 : 13 ページ 表7

騒音の測定方法は **JISZ8731** に従ってとっていますが、排ガス処理装置の測定に合わせて測定条件を明確にした方が良いのではないのでしょうか？

以上